

## 大阪府入札監視等委員会 入札監視第1部会 令和7年度第2回定例会議 議事概要

- 1 開催日時 令和8年2月3日(火) 午前9時57分から午後12時00分まで
- 2 場所 国民會館 12階 中ホール
- 3 出席委員 5名
- 4 審議対象期間 令和7年4月1日から令和7年9月30日まで
- 5 会議の概要 令和7年度第1回定例会議の抽出事案に係る講評を踏まえた検討状況等について、別添のとおり事務局から報告を行った。

審議対象期間中における入札方式別の発注案件の状況、入札参加停止措置等の状況及び談合情報等の処理状況について、事務局に内容の説明を求めた上で審議を行った。

また、大阪府が契約締結した次の種別の契約（総契約件数 2,281 件）のうち、委員が抽出した 10 件について、事案ごとに担当課に入札・契約の過程及び内容の説明を求めた上で審議を行った。

種 別	内 訳
建設工事	予定価格 400 万円（令和7年4月30日までは250万円）を超えるもの
測量・建設コンサルタント等業務	予定価格 200 万円（令和7年4月30日までは100万円）を超えるもの
委託役務業務	予定価格 200 万円（令和7年4月30日までは100万円）（物件の借入れについては150万円（令和7年4月30日までは80万円））を超えるもの
物品購入	予定価格 300 万円（令和7年4月30日までは160万円）を超えるもの

- 6 審議の結果 これらの処理状況・事案は概ね適正であると認める。
- 7 委員からの質問とそれに対する回答 別添のとおり

### 【抽出事案一覧】

入札方式等		案 件 名	契約金額(円)
1	委託役務 一般競争入札	寝屋川流域下水道 小阪ポンプ場外 運転管理業務	4,565,000,000
2	委託役務 一般競争入札	児童福祉施設利用児童への学習支援業務	66,712,000
3	委託役務 一般競争入札	一時保護委託児童への学習支援事業	60,791,001

入札方式等		案 件 名	契約金額 (円)
4	委託役務 指名競争 入札	産業廃棄物処分 (単価契約) (R7・R8 茨木土木事務所)	15,180,000
5	委託役務 指名競争 入札	一般国道 170 号外 産業廃棄物処分業務 (単価契約) (R7・R8 枚方土木事務所)	13,728,000
6	委託役務 指名競争 入札	一般国道 170 号外 産業廃棄物処分業務 (単価契約) (R7・R8 鳳土木事務所)	4,950,000
7	委託役務 指名競争 入札	主要地方道 大阪中央環状線外 産業廃棄物処分業務 (単価契約) (R7・R8 八尾土木事務所)	3,465,000
8	委託役務 指名競争 入札	一級河川 木津川外 産業廃棄物処理業務 (単価契約) (R7 西大阪治水事務所)	2,420,000
9	委託役務 指名競争 入札	一級河川 寝屋川外 産業廃棄物処理業務 (R7 単価契 約)	1,149,500
10	委託役務 随意契約	許認可・検査等業務DXプラットフォーム構築及び運 用保守業務	156,200,000

別 添

《令和7年度第2回定例会議抽出事案 質疑応答要旨》

【寝屋川流域下水道 小阪ポンプ場外 運転管理業務】	
委員 質 問	担 当 課 等 回 答
<p>これまで入札参加要件等を緩和するなど様々な工夫をしてきたとのことだが、同種業務の履行実績を設定すると参加者が限られるのではないか。</p>	<p>本事案の履行に当たっては、洪水時の浸水を防除して住民生活を守るために技術力を要することから、履行実績を求めることは必要であると考えている。なお、当該履行実績を満たす事業者は複数者存在することを確認している。</p>
<p>本事案に共同で参加できるようにして履行実績を積むことや、PPP 事業*の導入など事業の大枠を見直す際に、本事案の競争性を向上させる取組みはできないのか。</p>	<p>入札参加資格における共同企業体について、4 者で参加できるように構成員の緩和をしてきたところである。また、施設の焼却炉更新時などに PPP 事業を試行しているが、大規模な改修に合わせて運転方法が変更されることや、運転人員の減少が可能になるなど、運転管理業務委託の競争性確保に寄与することが期待できることから、運転管理業務を含めた PPP 事業も進めてきたが、これまでの結果では一者入札となっている。</p>
<p>※PPP 事業：PPP (Public Private Partnership) は、公共施設の建設、維持管理、運営を行政と民間が連携して行う「官民連携」手法であり、大規模な施設更新時に民間のノウハウの導入や事業の効率化等を目的としている。</p>	

<p>今後に向けて改善方針等はあるか。</p>	<p>従前より入札参加者確保のために入札方法や入札参加資格等について工夫をしてきたが、業界動向等を踏まえ、引き続き、一者入札の改善に向けて取り組んでいきたい。</p>
<p>《講評》</p> <p>本事案は、他の同種案件も含め、一者入札かつ同じ受注者が継続しているものである。これまで、競争性の確保対策として、入札方式の見直しや契約期間の延長等、様々な改善方策を行っているが一者入札が続いている状況であり、この原因は、業務が特殊かつ規模が大きいため、実施可能な事業者が少ないことや多くの専門技術者の配置が必要なことなどである。このことから本事案について、多くの参加者が見込めない状況であることは理解するものの、入札参加資格として同種業務の履行実績を求めており、この条件を付すことにより新規参入を大きく阻害している可能性があり、このことについては、既存の事業者以外を排除しているという誤ったメッセージにもなりかねないと考える。入札参加資格の設定にあたっては、必要最小限に留めるとともに、その設定条件についても多くの事業者が参加できるよう検討を進められたい。検討状況等について、次回の定例会議において報告されたい。</p>	

<p>【児童福祉施設利用児童への学習支援業務 他1件】</p>	
<p>委員質問</p>	<p>担当課等回答</p>
<p>入札参加資格において事業者としての同種業務の履行実績を求め、仕様書では学習支援員の要件を定めているが、業務内容を鑑みると学習支援員の質を担保するため、より厳格に要件を定めるべきではないか。</p>	<p>学習支援員の質の担保について、資格等の要件をより厳格にすると事業者側で人員確保ができないと考えたため、事業者が組織として研修を実施し、教育された学習支援員の派遣を前提としていた。当該施設は様々な状況にある児童が流動的に入所するため、臨機対応力が求められるが、質の担保に向けて、要件を工夫するとともに、福祉施設での職歴等をどのように表現するか検討していきたい。</p>
<p>業務報告における成果指標の可視化を進めていけば、学習支援員の質や能力を測るために何が必要なのか見えてくるのではないか。</p>	<p>業務報告は毎日受領しているが、個々の児童の学習支援の効果を定性的にどのように評価をするべきか難しい。施設職員と事業者が定期的に協議するとともに、研修等を通じて学習支援員の力量を上げるなどの工夫を行っている。府も随時、事業者からの相談に応じているため、調整しながら見極めていきたい。</p>
<p>今後に向けて改善方針等はあるか。</p>	<p>入札参加資格の履行実績について、対象となる施設を詳細に記載し、より明確な内容にする。また、委員の意見を踏まえ、他府県の同種事業を研究しながら、より妥当な入札参加資格について検討していきたい。</p>

《講 評》

本事案は、2者の応札があったものの、落札候補者が入札参加資格の履行実績を満たしていなかったため、次順位者が落札者となったものであり、予定価格に採用された参考見積りの提出者が落札者であったことから、落札率が100%になったものである。施設利用児童への配慮の必要性から、入札参加資格の履行実績において対象施設を限定する条件を設定し、新規事業者の参入を難しくしているが、この要件で学習支援員の質や能力が担保されているとは考えにくい。仕様書によると学習支援員の要件は「家庭教師等学習支援経験のある者」などとしているが、こういった曖昧な表現ではなく、要件を厳格に定めた方が、学習支援員の質や能力を確保することができるのではないかと考える。入札の参加資格においては、業務実施にあたり必要最小限に留めるとともに、設定条件についても多くの事業者が参加できるよう検討を進められたい。

【産業廃棄物処分（単価契約）（R7・R8 茨木土木事務所） 他5件】

委員 質 問	担 当 課 等 回 答
本事案は産業廃棄物の処分業務であり、一般競争入札で発注している収集運搬業務とは分けて指名競争入札としている理由は何か。	産業廃棄物の処分に当たっては、収集運搬と処分の事業許可が別となっており、両方を有していない事業者は共同企業体を構成する必要があるなど、入札参加者が減少するおそれがあることから、分離して発注している。また、処分場が府の事務所から離れていると運搬費が嵩むため、事務所から一定の距離の範囲にある処分場を有する事業者を指名して入札に付しているものである。
分ける理由があるとのことであるが、それでも一体的に発注した方が合理的ではないか。少なくとも電子入札は期限を決めて導入する方がよいと考える。	収集運搬と処分の合同入札が可能かどうかは、事業者側の状況等を確認した上で、今後の発注方針を検討していきたい。また、事業者側のDX化も進んでいると考えられるため、電子入札は可能な限り早期に対応したい。道路等の維持管理業務は廃棄物処分だけでなく、除草業務など多岐にわたっており、将来的には包括委託も視野に検討したいと考えている。
今後に向けて改善方針等はあるか。	業界の動向の調査結果を踏まえ、競争性が確保できることが確認できれば、電子入札化に向けて検討していきたい。収集運搬と処分の一体化については、法令の問題もあり、役割分担がなされているため、遵守しながらできるのであればやっていきたいが、時間をかけて検討したいと考えている。

《講 評》

本事案は、発注事務所から一定の距離の範囲内にある産業廃棄物処分場を有する事業者を対象とした、指名競争入札方式を採用しているものである。これは、別途発注している運搬業務委託の経費が嵩まないよう、府の積算基準において経済効率性が高い距離までの処分場となることを目的としているものであるが、府で行っている他の産業廃棄物処分委託については、運搬業務と処分業務を複数の事業者の連携で行っているなど他の手段により発注されている。指名競争入札は、一般競争入札に比

して不良・不適格事業者の排除や契約担当者の事務負担軽減などのメリットはあるものの、指名される者の固定化や、最悪の場合は談合の温床となるおそれがあり、府においては本事案以外の実施はない。今回の審議においても、様々な発注手法の検討をしていくとの回答があったが、機会の均等化と透明性の確保のため、一般競争入札の執行に向けて努められたい。検討状況等について、次回の定例会議において報告されたい。

**【許認可・検査等業務DXプラットフォーム構築及び運用保守業務】**

委員質問	担当課等回答
<p>本事案の発注前に、「PoC」、実現可能性の検証プロセスのための業務を委託しているが、当該業務の受注者について、本事案の入札への参加を制限しなかった理由は何か。</p>	<p>PoCを委託したのは庁内のDX部門であり、当該業務は指定したソフトウェアで一部のプロトタイプを試作し、府として指導監査業務全般に使用できる汎用性があるか、実現可能性があるか等を検証するものであった。本事案に係る業務を前提としたものではないため、当該業務の受注者の入札参加を制限する必要性がなかったものである。</p>
<p>本事案で使用するソフトウェアが、汎用性と拡張性が高いとのことであるが、その判断に至った経緯と選定の理由を明確にすべきではないか。</p>	<p>府全体としての目的は、本事案のシステムを構築して終了ではなく、同種業務への横展開を意識している。今回のPoCの結果、当該ソフトウェアは短期間で合理的に業務が充足、拡張できること等が判明したもの。国が定める基準を満たしたソフトウェアでもあり、持続的に進めていくことが可能と判断されたため、採用したものである。</p>
<p>今後に向けて改善方針等はあるか。</p>	<p>本事案に係る契約手続は適切に行ったと認識しているが、システムで使用するソフトウェアの選定経緯など、府民への説明責任が果たせるよう、庁内のDX部門とも協力しながら進めていきたい。</p>

《講評》

本事案は、当初、総合評価一般競争入札を行ったが、2者が予定価格を超過し、1者が予定価格の範囲内であったが、技術評価により無効となり入札不調となったことから、予定価格を超過した2者から見積りを徴取し、提案内容を仕様に取り込んで随意契約としたものである。また、2者の価格差は2倍程度であった。本事案の発注前に、「PoC」、実現可能性の検証プロセスのための業務を発注しているが、検証に使用したソフトウェアが本事案の入札仕様において指定されており、当該契約において後続契約の入札参加制限を行わなかったことから同じ事業者が本事案の受注者となっている。先行業務として、調査、検討業務を行う場合、当該受注者を後続の契約に参加させるのは、競争性確保の観点から好ましくないと考える。また、当該業務で検討したソフトウェアの指定についても調査結果に基づいた必要な機能を仕様とし、技術提案により評価すれば品質を確保しつつ、多くの事業者が参加できるのではないかと考える。情報システムについては、ベンダーロックインなど特定の事業者依存の問題が指摘されている状況から、特に競争性が確保され、多くの事業者が参加できる調達に努められたい。

## 《令和7年度第2回定例会議 総評》

入札における競争性の確保については、入札制度の根幹となるものであるが、業務が特殊なもの、需要が限られているもの、最近では、技術者等の人材不足により受注能力が低下しているものなどの状況から一者入札となるものについて、やむを得ないものもあると考えている。しかしながら、これらの状況があるにもかかわらず、入札の参加資格要件をクリアできる事業者が限定的である条件を付しているものが見受けられる。少なくとも、新規事業者が府の入札に参加できるよう入札参加資格の要件を工夫されたい。府においては、指名競争入札については、事業者の固定化を招くことや、談合などの不公正な入札の温床となるリスクがあることから実施しない方針と聞いている。できる限り早期に他の入札方法への移行を検討されたい。また、令和7年1月から電子契約システムも導入されていることから、一部、紙入札を行っているものについても電子入札への移行を検討されたい。情報システムの開発業務は、特定の技術やソフトウェアによったものになる。このため、設計、施工、運用の一体調達としているものであるが、これらの発注にあたって、基本構想を検討する際は、多くの技術やソフトウェアの利用の可否を検討し、当該検討を行った事業者の後続契約への入札参加制限を行うとともに、システム開発の入札にあたって、多くの事業者が参加できる適正な入札参加条件とされたい。

《令和7年度第1回定例会議抽出事案に係る検討状況の報告》

【一般国道 170 号 石津橋外橋梁耐震補強工事】	
講 評	担 当 課 等 報 告 [事務局より報告]
<p>・本事案は、応札した6者のうち5者が最低制限価格未満の入札金額で失格となった一方、予定価格付近での入札者が結果的に落札者となったものである。</p> <p>・これは、失格となった5者については、最低制限価格に適用しているランダム係数処理の影響を受けたものであるが、全ての応札者が失格となれば、入札の不調となるリスクがあり、現実には年間30件弱の入札不調が発生しているとのことである。</p> <p>・ランダム係数処理は、府職員による情報漏洩の防止や入札参加者等からの不当要求対策のために導入しているものであるが、正しく精緻な積算を行った入札参加者の失格のリスクや入札の不調、経済性を損なう入札結果などの問題が生じるリスクがある。</p> <p>・これらの問題を解決するために、様々な観点から検討を行い、より適切な発注となるよう努められたい。</p>	<p>・現状、最低制限価格に乗ずるランダム係数は(0.9975～1.0025)の51通り発生するが、最低制限価格算出基礎額に無作為に設定されたランダム係数を乗じた最低制限価格が、結果として当該案件における全ての入札額を上回った場合に、全ての入札者が最低制限価格未満となり、入札不調となる。</p> <p>・これらの「入札不調」が発生すると、再度発注することとなり、業務着手が遅れ、府民サービスの低下につながるとともに、職員の業務量増の原因となっている。</p> <p>・これらの課題を解決するため、次のとおり改正を行うことを検討している。</p> <p>① 最低制限価格設定に係るランダム係数の幅を縮小する(1～1.0025)。 これにより、これまで51通りであったランダム係数が26通りとなる。</p> <p>② ①の改正を行った上で、なお、全者最低制限価格未満の場合は、ランダム係数を「1」と設定し直した上で、落札者を決定する。 これにより、入札不調となる件数が減少することが見込まれる。</p> <p>③ ①の取扱いに準じて、予定価格、低入札調査基準価格、失格基準価格設定及び特別重点調査基準価格に係るランダム係数の幅を縮小し、26通りに統一する。</p> <p>・対象業務は、不調が多く生じている、建設工事及び測量建設コンサルタント等業務とする。</p> <p>・スケジュールとしては、令和8年2月頃の公告分から概ね1年間試行実施の予定。</p>